

特定行政書士の資格を取得いたしました

令和3年 11 月に特定行政書士の資格を取得いたしました。
8 月からの研修を受け、10 月の考査を経て 11 月 17 日付で、
合格証が交付され、無事資格を得ることができました。

ところで、特定行政書士とはどんなものなのでしょうか。

一般の行政書士の業務範囲は

- ① 官公署に提出する書類の作成
- ② 権利義務に関する書類の作成
- ③ 事実証明に関する書類の作成

(行政書士法 第 1 条の 2 より)

特定行政書士の業務は

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること

(行政書士法 第 1 条の 3 第 1 項第 2 号より)

つまり、許認可が拒否されたとき依頼者に代わって不服申立て
についての手続(審理への参加を含む一切の行為)を行うことができるのです。

ぜひお任せください。

行政書士すすき事務所